

平成12年5月15日

各都道府県介護保険担当課（室）

厚生省老人保健福祉局計画課

昨日（平成12年5月14日）、厚生大臣より発表された、「身体拘束ゼロ作戦」の推進について、取り急ぎその概要を情報提供いたします。

照会先

厚生省老人保健福祉局計画課

大島、西田、森田（内3929）

身体拘束廃止に向けての取り組み 一身体拘束ゼロ作戦の推進一

1. 趣旨

- (1) 介護保険法の施行に伴い、身体拘束が原則として禁止され、また、ゴールドプラン21においても、これを踏まえた質の高い介護サービスを実現することとされたが、その趣旨を徹底し、実効をあげていくためには、現場において身体拘束を廃止するための努力を重ねるとともに、それを関係者が支援していくことが重要である。
- (2) このため、身体拘束の廃止を実現するための幅広い取り組みを「身体拘束ゼロ作戦」として取りまとめ、関係者の協力の下で推進していくものとする。

2. 具体的な取り組み

(1) 推進協議会の設置

国及び都道府県において、身体拘束ゼロ作戦を推進していくために、関係者をメンバーとする推進協議会を設置する。推進協議会は、身体拘束廃止に向けて幅広い意見・情報交換を行うとともに、種々の取り組みを推進する。

※ 推進協議会は、本年度中は、国及びモデル的な取り組みを行う一部自治体に設置し、来年度には全県に設置するものとする。

(2) 「身体拘束相談窓口」の設置等

都道府県の推進協議会などに、介護の専門家が、介護担当者や利用者の相談に応じ、身体拘束を廃止していくためのケアの工夫等について具体的な助言指導を行う「身体拘束相談窓口」を設置する。

また、「介護相談員」(介護サービス利用者のための相談等に応じるボランティア)について、身体拘束廃止の助言指導ができるような人材の養成を行う。

<参考>北海道の「抑制廃止相談ネットワーク」(北海道医師会、看護協会、

病院協会、老人福祉施設協会、老健施設協議会、抑制廃止研究会など)の試み。

(3)「身体拘束ゼロマニュアル」の作成と普及

身体拘束廃止の趣旨、具体的なケアの工夫や実例などを盛り込んだ、介護現場用の「介護現場マニュアル」及び都道府県における指導に用いる「指導マニュアル」を作成し、その普及を図る。

(4)「身体拘束ゼロ推進シンポジウム」の開催

身体拘束廃止の趣旨を広めるために、「身体拘束ゼロ推進シンポジウム」を開催する。

(5)身体拘束廃止を支えるハード面の改善

身体拘束廃止の実現を支えるためのハード面の改善を目的として、介護分野や福祉機器分野などの専門家からなる研究委員会を設置し、開発・普及に取り組む。

(具体的なテーマ例)

- ・ずり落ちない車椅子の開発普及
- ・骨折しない床材の開発普及
- ・徘徊高齢者探知保護システムの開発普及

身体拘束廃止に向けての取り組み

(国)

